

1. 議事日程（令和7年第4回北広島町議会定例会）

令和7年12月11日
午前10時開議
於 議 場

- 日程第1 議案第85号 工事請負契約の締結について
(豊平ウイング屋根改修工事)
日程第2 一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|------|--|
| 宮本裕之 | ①外国人1割社会にどう対応していくか
②睡眠教育の重要性と本町の取組を問う |
| 泉田暁彦 | ①国民健康保険税を問う
②南海トラフ巨大地震への備えを問う |
| 沼田真路 | 持続可能な行政運営に向けた取組について |
| 亀岡純一 | ①自然資本の活用と地域経済に寄与する取組について
②火葬場の集約に伴う環境整備等の現状 |
| 伊藤立真 | 空き家対策と、移住・定住の取組を問う |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1番 亀岡純一 | 2番 宮本裕之 | 3番 坂本伸次 |
| 4番 石坪隆雄 | 5番 佐々木正之 | 6番 伊藤淳 |
| 7番 中村忍 | 8番 沼田真路 | 9番 伊藤立真 |
| 10番 泉田暁彦 | 11番 敷本弘美 | 12番 湊俊文 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成

環境生活課長 出 廣 美 穂 農林課長 宮 地 弥 樹 商工観光課長 大 本 賢一郎
建設課長 藤 井 尚 志 消 防 長 笠 道 宏 和 教 育 課 長 植 田 伸 二
会計管理者 大 畑 紹 子

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局 大 内 由 美 子

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） おはようございます。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付したとおりです。ここで商工観光課長より発言の申入れがありますので、これを許します。商工観光課長。
- 商工観光課長（大本賢一郎） 12月5日の議案第74号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例の議案説明において一部説明、読み上げの誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。議案集の56ページをお願いいたします。表中、改正後の奨励措置第5条の説明におきまして、広島県内投資促進助成要綱の施行日の説明、読み上げを平成3年4月1日と申しあげましたけども、正しくは令和3年4月1日施行ということで訂正をさせていただきます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第85号 工事請負契約の締結について

- 議長（湊俊文） 日程第1、議案第85号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の4ページをお願いします。議案第85号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、豊平ウイング屋根改修工事について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第85号、工事請負契約の締結について、まちづくり推進課からご説明いたします。追加提出議案4ページをお願いいたします。1、工事名、豊平ウイング屋根改修工事。2、工事場所、北広島町都志見。3、工期、議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月31日まで。4、請負金額、1億4080万円、うち取引に係る消費税及

び地方消費税の額1280万円。5、請負者、広島県山県郡北広島町春木512番地1、石見工業株式会社広島支店、支店長小泉義則。当該工事は、豊平ウイング屋根の経年劣化等による雨漏りに対応するもので、11月27日に一般競争入札を執行し、12月4日に仮契約を締結したものでございます。工事概要等につきましては別添資料のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第2、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けてから一般質問を行ってください。2番、宮本議員の発言を許します。

○2番（宮本裕之） 2番、宮本裕之です。12月定例会一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。それでは、さきに通告しております大綱2点について質問をいたします。質問の1点目は、外国人1割社会にどのように対応していくかということでございます。11月3日付の中国新聞によりますと、国立社会保障・人口問題研究所は、全国の自治体のうち13都道府県の計27市区町村は、今年1月時点で住民に占める外国人の割合が10%を超えていることが分かったと掲載されています。技能実習生を含む外国人労働者や永住者等であり、比率の高い自治体は、工業地帯や観光地が目立つことも分かりました。外国人社会が現実化した自治体などでは貴重な働き手、地域の支え手として歓迎する一方、環境の変化に戸惑う声も聞こえてきます。高市政権が入国外国人に対する規制強化を打ち出す中、行政の在り方が問われる時代が来ていると感じるのは多くの国民でもあると思われまます。現在の日本の人口減少、特に労働者人口減少に外国人労働者は不可欠な存在になっていることも事実であります。福井県立大学の佐々井司人口学教授は、日本は外国人との共生なしでは存続できない社会であり、足元の課題を直視すべきと指摘されております。本町にも外国人登録者が永住外国人と期間限定者と合わせて10月末現在時点で751人住んでいます。こうした状況を踏まえて次の質問を行います。本町の外国人登録者の合併時からの推移についてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 合併時272人だった外国人登録者数は、本年10月末で751人まで上昇し、20年間で約2.8倍に増加しております。全体的に見ても、外国人登録者の人数推移は上昇傾向にあり、新型コロナ感染症により、水際対策強化による海外からの入国規制で令和2年度と3年度は減少しましたが、新規入国が緩和された令和4年度末は前年比19.8%、令和5年度末では22.4%と増加しております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 751人の外国人登録者のうち116人が永住外国人、残りの期間限定635人、こうした外国人の方の永住外国人の方がこれからも増えるのではないかと予想するんで

すが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 本町においての今後の外国人労働者等の依存割合が増えるかということでお答えをさせていただきます。過去3年間における本町の外国人総数のうち、就業者と思われる人数の推移を見てみますと、令和5年4月が約460人、令和6年4月が約570人、令和7年4月が約650人と増加傾向にあります。令和7年9月の町内有効求人倍率は2.48倍であり、多くの事業者が人手を十分に確保できていない状況にあります。こうしたデータからも担い手の確保のため、外国人労働者の雇用は今後ますます増加し、事業における依存割合も高まっていくものと考えます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 外国人労働者の雇用は今後ますます増えると予想されるということ、私も同感です。本町、今2.48倍の有効求人倍率、一番高いときは10倍を超えてたときもあったんですよ。そういった意味で、やはり外国人の労働者に依存する割合は当然高くなる。これ介護の現場でもそうなんです。芸北福祉会においても、やはりインドネシアとか、そういった外国人の人に助けてもらってるというのが実感です。これからいろいろ考えていかなきゃいけないので次の質問をさせていただくんですが、本町の国籍別、外国人登録者上位5位と、合わせて国数の数をお知らせください。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 国籍別の外国人登録者の上位5か国はベトナム369人、インドネシア195人、タイ50人、フィリピン33人、中国31人で、国数は19か国になります。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 19か国、国際色豊かなまちになりつつあるとっていいでしょう。国全体では中国人が一番多く90万人、次にベトナム人が66万人、次に韓国41万、4位にフィリピン35万人という推移をしています。このあとネパール、インドネシア、ブラジルと続くんですが、ものすごい多くの方が日本で生活しています。こうした中で、中国との関係が非常にまずくなっている中で中国人が日本で一番多い。本町ではベトナム人が369人と一応多くなっています。このベトナム人、ほとんどの方はこれ季節限定労働者、技能実習生であると思っていいんでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） ベトナムからは多くの技能実習生の方が本町に来ておられます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 次の質問にさせていただきます。女性初の総理大臣高市政権によって、外国人規制の強化が始まるという報道されてますが、本町にはどのような影響があるのか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 現在、各メディアにより高市政権における外国人施策について報道がされております。検討されている内容といたしましては、在留資格の審査の厳正な運用、オーバーツーリズム対策の強化、外国人犯罪への適切な対応、土地取得のルール在り方などが上げられます。現在、国による議論が始まった段階であるため、現時点におきまして本町への影響、課題となることは想定できません。

- 議長（湊俊文） 宮本議員。
- 2番（宮本裕之） そうですね。想定まだ難しいと思います。今後の状況に注目していきたいと思います。それでは次に、本町の中での外国人とのトラブルといったようなものは発生しているのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 当課におきましては、外国人とのトラブルについては聞いておりません。
- 議長（湊俊文） 宮本議員。
- 2番（宮本裕之） それは町民保健課のほうですよ。これ商工観光課のほうではそういったことは聞いていませんか。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（大本賢一郎） 商工観光課のほうでも住民あるいは企業等からそういったトラブル等の報告は受けておりません。以上です。
- 議長（湊俊文） 宮本議員。
- 2番（宮本裕之） トラブルが発生していないということは非常にいいことでもありますし、仲よくしていける方向ができれば一番望ましいとは思いますが。それでは次に、本町の外国人が持つ固定資産の状況等について伺います。
- 議長（湊俊文） 税務課長。
- 税務課長（植田優香） 本町においては、外国人の方が土地や家屋を所有している割合は非常に少ない状況です。
- 議長（湊俊文） 宮本議員。
- 2番（宮本裕之） 非常に少ないという答弁は非常に分かりづらいんですが、本当ごく僅かだということ判断していいでしょうか。
- 議長（湊俊文） 税務課長。
- 税務課長（植田優香） 土地、それから家屋とも所有者、それから筆数、棟数とかから割合を出しても0.1%にも満たない状況でございます。
- 議長（湊俊文） 宮本議員。
- 2番（宮本裕之） 分かりました。本町の外国人が所有している固定資産というのは少ないんですが、実は町外の、日本にいないと言ってもいいかもしれないですが、私のすぐそばの土地も外国人がもう既に登記しているという土地があるんです。ですから非常に今後、森林を含め、いろんなところを外国人が買収していくというのを私は非常に危惧しております。そういった土地が不正と言っちゃいけないですが、登記や、いろんな要らない物を捨ててくるとか、そういった流れが出てくる可能性もあります。ですので私は副町長、外国人が土地を買うときに何らかの制限をするべきじゃないかと思っております。町として、どのように外国人が土地を売買する流れに歯止めをかけるような条例とか、ものを考えるべきじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。
- 議長（湊俊文） 通告外ですが、副町長。
- 副町長（畑田正法） 今の質問でございますけども、外国人が土地を所有して、その活用についての問題・課題というところにつきましては、全国的なところで起こっている状況でもあります。これについてどう対応していくのかということでございますけども、町民の方、日本人の

方が持っておられる土地についてなかなか相続であるとか引き継いでいくというふうな状況が難しいという、一方ではそういう課題もございます。その中で規制をかけていくのかということになりますと、一律に規制をかけるということには当然ならないと思っております。全てがこれが悪い方向にいくのかということの判断を考えるときには、全てそういう方向にはならないと思っております。でき得れば国のほうである程度のガイドライン、考え方を示していただいて、その中で本町も対応していけばいいのかなというふうには思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） そうですね。今の答弁、全くそのとおりでと思います。北海道なんかでも中国人がかなり土地を買収しているという状況聞きます。本町の外国人は、この町の土地をそんなに固定資産を買ってはいませんが、日本の領土ですね、外国人が買収していく流れというのはどこかで歯止めせにゃいけないということで、高市政権もそれを考えているんだと思います。それでは次に、日本語の教育現場の状況と今後の課題についてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 本町に居住し、就労する技能実習生や特定技能などの外国人住民を対象とした地域日本語教室「なないろ」を令和3年7月から開催しております。現状としましては、ボランティアスタッフのご協力の下、現在月2回開催しております。内容としましては、日本語学習のほか、これまでに生活に必要な防災学習やごみの捨て方の学習、イベントや交流事業として料理教室やスポーツ交流会、餅つき大会などを実施しております。課題としましては、地域日本語教室をまちづくりセンターで開催しておりますが、多くの外国人は自転車で移動されます。このため千代田地域外や遠方に居住されている方は参加しにくいという状況がございます。また、地域日本語教室を開催していることや開催日程の周知など、情報発信などについても課題があるものと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） そうですね、千代田地域の方は自転車で来られますが、遠くの方はなかなか来づらい。私、芸北地域にも奥さんが日本人で外国人の方が住んでおられます。奥さんは狩猟免許を取っておられます。旦那さんも狩猟免許を取りたいと頑張って日本語勉強してるんですが、なかなか日本語の理解ができないので受からないという。こういった実情、これは農林課長も、こういう思いを持ってる方がおられるんで、何とかこの方に免許を取ってもらって、有害鳥獣対策に参加していただける外国人も増えてきては私はいいいと思うんですが、通告してないんですが、農林課長、答弁できますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 狩猟免許者の担い手不足、これも大きな課題というふうになっております。農業分野におきましても外国人労働者の確保しながら取組してるところでございます。有害鳥獣につきましては貴重なご意見伺いました。その辺のところににつきまして、また研究させてもらいたいと思います。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 今、農林課長の答弁があったように外国人の永住者の方がこういう狩猟にも協力しようというありがたい方がおられるので、ぜひともこういう方には町としても援助してもらいたい。日本語教育の場がありますよとって、そこに行ってもらおう。奥さん日本人ですから、教えることはできると思うんですが、やはり免許を取るための日本語はやはり専門的

な分野ですから、しっかり教えてもらえるような流れをつくっていただきたい。そのように思います。それでは、外国人1割社会にどう対応していくかということで、本町751人、切り上げというか、約5%になります。こうした現状に対して、町長どのように思われているか、所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 本町におきましても少子化、高齢化が進み、労働人口が減少し、産業や暮らしの場で外国人居住者が欠かせない役割を担っていると考えております。地域において、互いに理解と共生を進めていくため、日本語や文化、習慣を学ぶ教室を継続的に開催し、その中で生活面においてもアドバイスができる環境づくりも必要であると考えております。高市政権における外国人政策の議論がどのように進むのかは分かりませんが、本町としましては、排外的な行動につながることをないよう、秩序のある共生社会の実現に向けた施策の展開を進めていきたいと考えております。また、かなり外国の方も増えてきているということもありますので、外国の人とのふれあいの場づくりも必要であるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 外国人との共生は非常に大切だという答弁をいただきました。まさに、本当にひょっとしたら農林業、全ての産業にも関わってもらえる流れができてくるんじゃないかと私は思っております。トラブルのない、ともにこのまちをよくしていくための貴重な外国人労働者、永住の方、そういったまちづくりをやはりこれアメリカとかヨーロッパなんか移住民を止めたりして、なかなか難しい問題も出てくると思うんですが、協力できるまち、それを目指していけば、私は本当外国人とも仲よく暮らせるんじゃないかと考えております。それでは次の質問に移ります。2点目の質問は、睡眠教育の重要性と本町の取組を問うものであります。11月15日土曜日、芸北文化ホールで開催された第40回家庭と学校と地域を結ぶ教育の集いの中で、上級睡眠健康指導士、保田厚子先生の「脳を育て脳を守る 子供と大人の睡眠教室」という題で講演を拝聴いたしました。睡眠により脳を育て脳を守ることで、人間の持つ様々な能力が発揮されることが近年の研究や様々な論文でも発表されています。何となく疲れやすい、ストレスを感じる、どか食いしやすい、ささいなことでもいらいらする、集中力が続かない、注意が散漫になるなど、これらの要因は睡眠不足から来る初期症状として代表的なもの指摘されました。逆に睡眠から得られるものとして、疲労回復、肥満防止、ストレス解消、肌質の改善、さらには記憶の定着、技術力の向上、身長伸びも証明されていると聞きました。また、11月20日のRCCテレビの番組の中で、高校1年生から3年生を対象にして、成績の伸びや技術力が上がらない生徒を中心に、多くの生徒が保田先生の睡眠講座を聞いている状況が放映されました。特に生徒たちが真剣に睡眠の大切さを感じ取っていたことが印象的でもありました。そのほかにこの先生、世羅高校の陸上部の指導に10年間当たり、この間、男子駅伝部を4回全国優勝、女子駅伝部を2回全国優勝に導いたことも睡眠と食事の大切さを理解していただいた成果とも話されました。こうした講演から、本町も睡眠教育の重要性を児童生徒にいま一度指導することが必要と考え、次の質問を行います。合併後、小中学校における睡眠指導の状況についてお聞きします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 町内全ての小中義務教育学校におきまして睡眠について指導を行っており、大きく分けて、教科での指導と学校生活全体を通じての指導がございます。教科指導とし

ましては、小学校では3年生体育科の保健領域、中学校は1・2年生保健体育科の保健分野において睡眠が取り上げられます。小中学校ともに健康な生活、疾病の予防に関わって、運動、食事と合わせて休養及び睡眠が取り扱われています。もう一つの学校生活全体を通じた指導としましては、メディアとの接触時間の増加による睡眠時間の減少を防ぐため、メディアコントロールによる睡眠指導に取り組んでいます。このほか学級生活の内容、心身ともに健康で安全な生活態度の形成として睡眠を取り扱うことや、生活習慣やメディア使用時間等の調査の実施、調査結果により明らかになった課題を基に睡眠の重要性について全校朝会での指導や保健だよりによる家庭への啓発などを行っている学校もございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 小中学校においても、この睡眠教育が大事だということで指導されているということは伺いましたが、1点、メディアコントロールによる睡眠指導、メディアコントロールによる指導というのはどういうものなのでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） スマホやテレビ、そういったメディア関係を多くその時間にとられることによって、学習時間や睡眠時間が減ってしまい健康に影響が出る。そういったところで、生徒指導のところでメディアをしっかりコントロールをして健康につなげようというものがございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 次に児童生徒への睡眠状況の把握と、不登校の児童への聞き取りなどはされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 状況把握につきましては、生活習慣調査やアンケートにより児童生徒の睡眠状況を把握しています。学年が上がるにつれて就寝時間が遅くなる。休日前の就寝時間、休日の起床時間が遅くなる。比較的睡眠時間が取れているなど把握をしているところです。不登校児童生徒の聞き取りにつきましては、一人一人の状況が違う中、家庭との間で定期的な連絡を行い、睡眠の状況も含め、生活実態の把握に努めています。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 学年が上がるにつれて睡眠時間が短くなる。これ私、民泊で全国の小中高校生が来たときに、必ず聞くのが朝ご飯は食べているか。夜何時ぐらいに寝て、何時ぐらいに朝起きるのかというのを必ず聞きます。やはり、もう高校生なんて5時間とか、そんな子もいますし、やっぱり小学生は7時間ぐらいは寝てます。この保田先生の講義によりますと、やはり二十歳ぐらいまではやっぱり7時間程度の睡眠、7時間ぐらい寝る人が一番長生きをしている。これは世界のデータでも出てるらしいです。長く寝る人も短く寝る人も寿命が短くなる。こういう結果も出ています。こういったこと、私は不登校の子どもたちの原因の一つに私はやっぱり睡眠が関わっているんじゃないかということをお母さんに聞いてあげて、よく寝てますかとか、夜遅くまでスマホやらゲームをしていませんかとか、こういうことをまずただしていけないことには、学校に来るのが嫌なんかじゃあ、駄目なんですよね。根本的なことをしっかりやりなさいということをお母さんに保田先生は大事だよと教えていただきました。では、教職員の方ですよね、先生寝てますかね。睡眠の重要性というのは先生がまず理解しないことには、自分はやってないけど、生徒にはしっかり寝ろというもおかしな話で、教職員の睡眠に対する把握とい

うか、重さをどれだけ理解されているか、ちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 教職員も睡眠の重要性は把握をされているものと思っています。学校での取組としては、各校それぞれ適切な睡眠の確保に向けた指導を行うなど、生活リズムを整えることを促す取組を行っているところです。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 実は私の娘も教員をしておるんですが、結婚するまで家に帰ってくるのは8時、9時、それから次の日の勉強のために遅くまでやりました。これじゃ6時間ぐらいしか寝れんですね。そういうことも含めて、仕事も大事だけど、もっと大事なものは睡眠だよということをしっかり教えていくことが必要ではないかと思います。次に、今後、小中学校児童生徒へのさらなる睡眠、食事の指導についてのお考えをお聞きます。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 引き続き学習指導要領に基づき、体育科や保健体育科における指導に取り組むとともに、何より家庭での取組が重要であるため、家庭との連携もしっかりと行ってまいります。児童生徒が自分自身の生活習慣を振り返り、よりよくしたいと自分事として考えられるよう促してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） それでは最後に教育長に、これ一緒に拝聴させていただいたんで、保田厚子先生の講演を今後どのように生かしていけるか、お聞きます。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 私も講演を拝聴させていただきました。先ほど議員も述べられましたが、良質な睡眠は脳を育て脳を守る。良質な睡眠は心身の健康に大きく影響する。背の伸びにも関係が深い。昼寝をするなら15時までに15分間ぐらいが適当なんだ等々大変示唆に富む内容を教えていただきました。小中学校では睡眠の大切さについては、学習指導要領に準拠しながら、小学校3年生から中学校3年生まで、睡眠関連を含めると、ほぼ毎学年で保健の授業等で取り扱うこととなっているところがございますが、保田先生の講演で学んだことをも生かしながら、よりよい睡眠の学習にしていまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） 教育長がよりよいものにしてまいりたいという答弁でした。ぜひ、この保田先生の講演、今後も何らかの時期といいますか、早い時期にもう一度、小学生は高学年ぐらいで、できれば中高生ぜひ聞いてもらいたい。あの場所に中高生があまりいなかったのが残念でなかったんですが、メジャーリーグのMVPを取った大谷翔平選手、この方の目標シートというのは有名なことなんですが、それ以前に彼は睡眠の大切さを既にもう子どもの頃から知っていたというか、親から植えつけられたのか知らないけど、だからあれだけの大きな体になって、今もって何が一番大切かというのは、帰って寝ます。寝ること。そういった教育が私も早う受けとったら、違った人生になったんじゃないかなと、ふと思ったりもしますけど、まさに目からうろこの講義だったと。聞いてた人は皆そう思ったと思います。今教育長言われたように、午後3時、15時までに15分から20分ぐらいだと思うんですが、寝ることが非常に大切、農業されてる方やいろんな職業に就かれてる方、昼休憩に寝てる方たくさんいますよ。これはやはりその後には作業とか、いろんな技術力も有効に働くんだったということだと思います。

だとしたら、児童生徒が昼休憩に15分ぐらい寝ることを推進してもいいと思うんですよ。強制はしなくていいですが、寝ることがいいんだよ。例えば午後の授業になってもまだ寝ている子がいたら、この子いつから寝てるって、今寝たばかりですなら、15分間寝させてあげるといのもどうなんかなど。それはできないかもしれませんが、教育長どうでしょう。昼寝の時間を設ける。芸北小学校では昼休憩に5分間、もうずうっと走らせるというのをやっています。これも大事ですけど、寝させるということを教育の中で進めてみてはいかがでしょうか、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 大変斬新なご提言をいただきましたと思いますが、実際小中学校は給食を食べ終わると、13時10分ぐらいになってしまいます。30分から35分ぐらいから5時間目が始まりますので、当番等やっている児童生徒についてはなかなかその時間は実はないので、ですが、当番でない子どもは昼寝をしている子ども、時々見かけますので、今後そういったことができるかどうかはちょっと検討し、研究をしてまいりたいというふうに思っております。先ほど申し上げられた不登校の子についてもですが、生活リズムをやっぴりずっと持ち続けること、とても大事なので、かつては早寝早起き朝ご飯、三点固定とかという形で生活のリズムをずっと保持していくことを学校も保護者も大事にして進めていたところがございますので、それについては今後もしっかり取り組みたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○2番（宮本裕之） ぜひとも保田厚子先生の講義をこれからもやっぱり念頭に置いて、ぜひとも一度本町で、紫の里で講演会を開催することをぜひとも希望して、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで宮本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。11時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 44分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。10番、泉田議員の発言を許します。

○10番（泉田暁彦） 10番、泉田暁彦です。今回は2点質問をさせていただきます。まず第一に、9月議会におきまして、私に対する町長からの最終答弁は保険税統一について、9月以内に県から市町に説明があるということでありました。それを受けて判断するというので、これを受けて、まず、第一に質問します。町長、どのような説明があったのか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 9月に市長会、町村会において県から保険税水準の完全統一についての説明が改めてなされる予定となっておりますが、いまだ開催されておられません。

- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） 説明があることを前提にいろいろ質問しようと思ってたんですが、何か肩透かしをくらったようで、もし、なぜ9月以降、いまだにその説明がないのかご存じならお教えください。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 保険料水準の統一につきましては、令和7年4月に広島県町村会町村会議、また広島県市長会議において、広島県のほうから一旦説明をされております。その中でなかなか意見がまとまらず、また改めて8月、9月には2回目を開催するといったようなところで説明を受けておりました。そこらがまだまとまっていないのかなと推測をしているところでございます。
- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） 説明がないということなんで、ここを議論しようと思って、いろいろ用意してたんですが、飛ばします。一つお尋ねしたいんですが、いろんな市町で基金等の自己財源を充当して被保険者の負担を軽減する取組を行おうとしている市町村、これが17市町村あります。北広島町はこれに該当しておりません。これは一体なぜなのか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 令和7年度の当初予算編成におきましては、令和7年第1回定例会の総務常任委員会において説明させていただきましたとおり、被保険者の保険税負担軽減のために財政調整基金のほうから約2800万円を充当しております。
- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） 令和7年9月11日に発行されております広島県健康福祉局の資料によりますと、現在の市町における保険税率と県が示す標準保険税率にはかい離があり、標準保険税率を採用することによる急激な保険水準の上昇に伴う被保険者の負担を緩和する必要があるという指摘があります。これについてはどう思われますか。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 広島県の令和7年9月定例会の9月11日に開催された生活福祉保健委員会での健康福祉局国民健康保険課の資料につきましては私も拝見しております。その中で、保険料水準の完全統一に向けた令和7年度各市町の取組状況についてという中で、基金等の自己財源充当見込みの市町ということで、充当事町17市町、5市町と北広島町を除くということにはなっております。どうしてこのような資料が出たかということは把握しておりませんが、本町当初予算編成過程におきまして、先ほど答弁申しましたように、約2800万円を充当して当初予算を編成しているところでございます。また、資料の別ページにはなりますが、北広島町、県が示した標準保険税率と差があるといったところで、数値も記載されておりましたので、その記載があるということは何らかの手だてをしているというものと考えております。
- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） 県の福祉局がはっきりと、北広島町は該当していないという資料を出してるんです。だからどちらかが、町が間違ってるのか、どこかで手違いがあったのかということなんですが、2800万円の充当しておるということなんですけど、その2800万円が健康福祉局に対して、果たして住民を助けることになるのかどうか。そこを考えられたんかなというふうに思います。答弁はいいです。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 町としましても保険者の保険税の負担軽減、負担緩和というところを考えまして、令和6年度との比較にはなりますが、後期分、介護分は6年度と変更しておりません。しかしながら医療分につきましては所得割を0.5%、均等割は377円、平等割につきましては625円上げさせていただいているような状況ではございますが、町としましても負担緩和に努めているところでございます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 分かりました。県から説明がない中で、そういった議論幾らしても駄目だと思しますので、町長にお伺いします。6月議会から、6月、9月、今回ですね、何回も申し上げておりますが、国保税によって困窮されている方は少なからずおられます。自己財源を投じて救済するお考えがあるのかどうか、町長に伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほど来出ておりますように、本町としても基金を取り崩して負担軽減を図るという方向で進めておりますので、今後もそのようにしていきたいと思っておりますけれども、前回もお話をさせていただきましたが、この健康保険税の今後の在り方としては、構造的になかなか厳しい、高齢者がほとんどであるという状況等ありますので、なかなか厳しい状況であります。今年も11月に国のほうに要望活動行かせてもらいましたけれども、その中でも、私が行ったのは、広島県の出身の議員のところでもありますけれども、制度そのものがもう成り立たない状況になりつつあるというふうに思っておりますので、抜本的な改革もしていただかなければならないというふうに思っておりますが、すぐはできないということでもありますので、そこまでは国の助成等いただきながら、ある程度維持をしていくということにならざるを得ないのではないかとこのように考えておるところであります。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） これからも基金から充当したり、いろんな方策を考えるというお約束をいただいたんで、たちまち町長にお任せすることにいたします。よろしくお願ひします。では、次の質問に参ります。次は、南海トラフ巨大地震についてです。これは自然が相手ですから、非常に答弁に、はっきりした答弁はできないと思っておりますが、確認の意味も含めまして、そして町民の皆さんに啓発の意味も含めまして質問をいたします。まず1つ目、以前避難所マップが配布されましたが、現在も変わってないのか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員ご指摘の避難所マップは、本町が昨年度令和6年度に作成し、令和7年3月に配布しました北広島町防災ハザードマップのことかと思ひます。まだ作成から日が浅いために現時点ではほぼほぼ変更はないものと認識しておりますけれども、避難所につきましては、定期的な確認作業に加えまして、必要に応じて見直しを図っておりますので、最新の情報につきましては、北広島町ホームページでご確認いただければと思っております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 1点ほど、町民の方から避難所が旧小学校あるいは中学校になってるところがあると。そこは木造だと。これはちょっと避難する気にはならんのですがというお問合せがありました。定期的に確認をされてるということなんですけど、その辺りをもう一度、本当に避難所として問題ないのかということをご確認を願えればと思ひます。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 避難所の指定については、土砂災害、それから洪水、それから地震というふうな災害の種別によって指定の区分を分けておりますので、必ずしも3つ全てに該当する施設かどうかというところは、その表を見ていただかないといけないんですけども、地震のところは丸がついてないところは耐震性がないというようなところで丸をつけておりません。ただし、地震が発生した後に建物が使えるような状況であれば、そこもすなわち避難所になり得るというところですので、ケース・バイ・ケースというところで捉えていただけたらと思います。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 分かりました。続いて、火災あるいは崖崩れ、こういった災害が発生した際の体制は整っておるのか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 火災が発生した際ですけれども、一定規模までの火災でありますれば、本町の消防署が中心となりまして消防団が協力して消火活動に当たります。けれど、同時多発的に火災が発生した場合は、それだけでは対処しかねる事態も想定されます。そうした場合には広島県内広域消防相互応援協定により応援を要請いたします。また、場合によっては緊急消防援助隊、これは消防庁の関係ですけども、そちらの派遣を依頼するなどして事態の収束に努めてまいります。次に、崖崩れなどの土砂災害の場合は生き埋めになった人がいないかなど、人命救助を第一に考えて行動します。その際にも地域の消防力だけで不足する場合には、先ほどのような手段や自衛隊の派遣要請をしていくこととなります。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 分かりました。続いての質問ですが、どうしても人間生きていくためには水、食料が要ります。こういったものの備蓄の方法ですよね。これは一体どのようにされておるのか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 飲料水や非常食につきましては、町内の主な避難所での拠点備蓄、それから公的施設などへの分散備蓄、ホームセンターやドラッグストアなどとの連携協定先による流通備蓄、医療・福祉や一般の事業所等における備蓄などを効果的に組み合わせることとしております。しかし、これらの公共備蓄するにも限界はありますので、いざというときのために最も重要なのは家庭での備えでございます。家族構成など考慮して、無駄のないローリングストックの考え方に基づいて、非常持ち出しリュックには3日分を、また物流が途絶えた場合や在宅避難をする場合などを想定して、家庭内に7日分程度の水や食料の備蓄をぜひお願いしたいと考えております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） これも住民から聞いたんですけど、町がやってるのかなと思ったんですが、どうもそうでもないようです。黄色いこんな袋ですよね、非常用の袋。食料3日分とかいろんな物が入るようなものを大朝地区で区長が配布しておるよというのを聞いたんですけど、これ本当でしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員がご指摘された大朝地域の配布については詳細は把握しており

ませんけれども、うちのほうで行っております避難の呼びかけ実践体制構築支援事業というのが、県の事業を採用して町もそれに乗かってやっている事業があるんですけれども、そういった取組の事業を使えば、自主防災組織が行うそういったリュックを買ったり発電機を買ったり、避難所で使うテントを買ったり、ビニールシート買ったりとかいうような、そういった資機材の整備にも使えますので、そういったものを利用されたのかもしれませんが。できるだけ、個人でホームセンターで買うこともできますけども、地域で一体となって取り組んでいただくほうが望ましいかと考えております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 地域で取り組む、大変いいことなんですけど、町としては、そこに予算をつぎ込む気はおありでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 繰り返しになるんですけれども、今の県の事業を活用して、町がはら通して地域の自主防災会のほうに補助させていただいているというところでございます。結構活用の応募も多くございますので、実績をにらみながら、補正予算を組み立てながら対応しておりますので、行政区長会でありましたり、自主防災組織の連絡会などでも広くPRをしているところでございます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） はい、分かりました。それでは次にけが人が発生した際の医療体制ですね。病院が崩壊したらどうしようもないんですけど、これはどうなっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 災害時にけが人が発生した際には山県郡医師会、山県郡歯科医師会及び医療機関との連携の下に医療救護活動を実施してまいります。町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県及び日本赤十字社広島県支部等に協力を要請します。また、災害時の二次的な健康被害を予防するため保健師等による公衆衛生活動を実施してまいります。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） なるべくこういったけが人が出ないようにを祈ります。それと次に、地震予知連絡会というのが存在するわけなんですけど、こちらとの連絡あるいはコンタクトは取っておられますでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 地震予知連絡会ですけども、連絡したことはございません。50年以上も前に発足した地震予知連絡会ですが、現状で地震予知は不可能であるということを国も認めています。そのため、この連絡会では地震活動や地殻変動の状況、地震に関する様々な検討結果、そして現状の地震予知の実力などについて社会に分かりやすく伝え、地震災害の減災に貢献する活動に方向性を見直されております。大学、研究機関、行政機関の専門家で構成する委員が年に4回行う定例会と地震発生の状況に応じて開かれる臨時会があります。したがって、ふだんから連絡を取り合えるような常設の機関には当たらないものと認識しております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 確かに今のご答弁で、50年以上も前に発足したということで、そんなもん役に立たんじやないかに聞こえるんですが、実は大変活発に活動されとるんですよ。相手自

然ですから、こういった形で、最大限の人間ができる情報をやっぱり得とかんと、その態勢が取れないというふうに私は考えます。したがって、どのような形で今までそういったデータを取られていたのか分かりましたら、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 地理学とか地震学とか気象とか、そういった専門的な分野のところは私も分かりませんが、様々そういう地質とか断層とか、これまでの地震発生の被害などを分析・解析しながら研究されているんだろうと思います。先日ありました東北沖地震の分につきましても、早速研究などもされて、皆さんが見られるようなYouTubeとかでも発信をされているように伺っております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） この10月31日に南海トラフ巨大地震の確率ですか、そういったものが変更になりました。変更というか新たに加わりました。それはなぜかということ、今までは30年以内に60%から90%の確率で起こることだったんですけど、追加された確率につきましては20年以内に20%から80%、そういうことなんです。震源地は当然太平洋側になりますから、マグニチュードは9、北広島町の震度は推定で5強から6です。これはなぜ30年以内が20年以内になったかという理由なんですけど、実はこの南海トラフ地震というのは1946年、79年前に起きてるんです。大体80年から100年周期で起こることと言われてるんですが、一つ根拠があるんですよ。これは1946年ですから、まだその当時の書物が残ってました。それを参考にしたのが室戸岬の隆起なんです。通常室戸岬というのは年間5ミリから8ミリ、多いときで1センチの隆起をするわけなんですけど、現在既に80センチ隆起してるんです。これはもはや、いつ起こってもしょうがない状態になってます。この北広島町で5.5強から6の地震があった場合、耐震工事をされてない築50年の木造の家屋は倒壊するでしょう。季節によってもいろいろあるんですけど、梅雨時期に起きれば、今度は崖崩れが当然起きやすいということです。冬の大雪が降っていれば、屋根ごと落ちてしまうというような被害も想定されます。そして一番注意しなければいけないのは橋りょうですね。橋です。橋というのは、頑丈に両方、両サイド基礎が頑丈にできてるんです。だからびくともしないです。ですが、その後起こる液状化によって、そこがごっそり持っていられる可能性があるらしいです。で、橋が損壊する。今の、皆さんご存じでしょうが、橋というのは、大体橋があって、そのまっすぐじゃなしに対角線上というのは大概土なんです。土手だったり、土だったり、ランニングコースになっとったりするんで、非常に液状化が起こりやすいということです。津波につきましては、ここまで津波来ることはないと思いますけど、マグニチュード8クラスで2メートルの、瀬戸内海で2メートルの想定がされてます。これは干潮時であって、満潮時になれば、さらに2メートル、そうなる防潮堤をはるかに越えて市内は海になってしまうというような状況です。そしてよく心配されてる直下型地震につきましては、100年に一度と言われているんですけど、これははっきりしたことが分かんないんですよ。書物も残って、記録も残っていないというんで、恐らく100年以内に来るんじゃないかと。あらゆるところにそういった予兆が見られるということです。この直下型が来た場合は、震度7ですね。ですからこれは大変な被害になるというふうに思います。何でこんなことをべらべらしゃべるのかということ、実は広島地方気象台の中に防災管理室というのがあって、そこはそういった地震の専門家がいます。ですから、すごく詳しく答えてくれますし、どうしたら

命を守れるかというところまで詳しく答えてもらえます。そういったことがありますので、やはりこういったところから、もうしっかりした情報を取って、そして町民の方々に啓発をしていくということも大事なんじゃないかとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） いろいろとご提案いただきましてありがとうございます。地震予知連絡会とは先ほど申し上げましたとおり、連絡は取ってございませんけども、広島地方気象台さんとは定期的に連絡を取り合っておりますし、年に数回お越しいただいて、今の知見をお聞きしたりする機会は設けております。今年の6月に自主防災組織の連絡会を行ったんですけども、そのときにも広島地方気象台さんに来ていただいて気象災害のこと、それから南海トラフ地震のことなども最新の知見をご披露していただいて学ばさせていただきました。これからできるだけ連携を密にして備えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） ぜひとも、ないのが一番なんですけど、ある研究者は明日来てもおかしくないという人もおるぐらいですから、やはり危機感を持って取り組んでいただきたい。そして町民の皆様にも、前、コンビニなんかに貼ってあったんですけど、今ないですね。やっぱりあいつらチラシも、こちらも貼っていただければというふうに思います。ないことを祈りつつ私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで泉田議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。午後1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 36分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。8番、沼田議員の発言を許します。

○8番（沼田真路） 8番、沼田真路でございます。本日は持続可能な行政運営に向けた取組を中心に質問をいたします。人口減少・少子高齢化の進行により、地域の担い手不足、農林業・商工業の後継者問題、公共施設及びインフラの老朽化など多岐にわたる課題が複合化しております。また、地方交付税や補助金など外部財源への依存度が高く、財政運営の自由度が限られている現状において、町行政は、限られた人材と財源で最大の効果を生む行政経営への転換が今まで以上に求められております。このような背景の下、本町の行政が将来にわたって持続可能であり続けるために必要な視点と取組について基本的な考え及び今後の方向性について伺います。特に、公共施設の老朽化、維持費の増大、担い手の不足、地域経済の縮小など複合的課題への対応が急務であります。持続可能な行政運営を実現するためには、財政運営の健全化、公共施設の廃止・統合を含む資源配分の再構築、町民生活を守るための住民サービスの維持、提

供方法の最適化、人材・組織運営の持続性、担い手づくりと民間活力導入、公的資金が町内で循環する地域経済の仕組みづくり、これらが不可欠であると考えております。これらの観点から、町の基本的な考え方と今後の方向性について伺います。まず、行政の持続可能性に関する町の基本認識についてでございます。人口減少・少子高齢化の進行する中で、町が持続可能な行政運営を実現する上で最も重要な要素をどのように捉えているのか。また、町長として今後の行政経営において特に重視すべき視点について伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 人口減少、少子化・高齢化社会が進展していく現在の社会において、持続可能な行政運営を実現するために重要なことは、私が町長就任時にも申し上げましたが、自分たちの地域は自分たちで守っていくという基本的な考え方のもと、協働のまちづくりを基盤として、地域内経済循環の仕組みづくりや地域の活性化の実践・活動を進めていくことが持続可能なまちづくりにつながっていくものと考えております。このことは、この先さらに人口減少・少子高齢化が進んでいくことが想定される状況において大変難しい取組であるということは承知をしておりますが、明るく元気なまちづくりを実施していくためには必要なことであり、重視すべきことであると考えております。持続可能な行政運営を進めていくために、この考え方に基づいて様々な施策を引き続き講じていく所存です。また、時代が大きく変化する中で、組織や物事の進め方やルールなど、DX（デジタルトランスフォーメーション）のように、必要に応じて大きく見直す必要もあると考えております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） ただいま町長から、自分たちの地域は自分たちで守るという理念のもと、協働を基盤とした持続可能な行政運営を重視しておられる点を改めて確認することができました。人口減少や少子高齢化が進む中で、地域内経済の循環や地域活性化といった取組を進めていくことの重要性については私も同様の認識を持っております。一方で、これらの理念を具体的な政策としてどのように取り組み、どれほどの成果につなげていくかについては、町民にとっても非常に関心の高い部分であります。持続可能な行政運営を掲げる以上、その実効性をいかに高めていくかが今後ますます問われてくると感じております。そのような観点から、冒頭申し上げました6項目について確認させていただきたいと思っております。まず、財政運営の健全化と優先順位の見直しに関してでございます。将来の歳入減少が見込まれる中、町としてどの分野に重点配分していく考えなのか。また、事業の選択と集中をどのような基準で行い、将来世代の負担を抑えるためにどのような仕組みで見直しをしているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 財政政策課のほうからお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、将来的に人口減少、社会情勢の変化など様々な要因によりまして、本町におきましても歳入、いわゆる確保できる財源が年々減少傾向になるだろうというふうに予測を立てております。そうした状況下におきましても協働のまちづくり、持続可能なまちづくり、明るく元気なまちづくりを進めていくため、町長が施政方針で申し上げましたが、DXの推進、ゼロカーボンタウンの実現に向けた取組、農業の活性化、子育て支援の充実、防災対策、若者の定住促進対策、以上6点を重点項目として施策を進めてまいり所存でございます。また、事業の選択と集中についてでございますが、本町は合併以降厳しい財政状況が続くとの想定から、早い段階で行政改革大綱を策定し、財政の健全化を掲げ、予算規模、決算規模の圧縮や事業の平準化、予算編

成方針における事業の期間設定やスクラップ・アンド・ビルドの考え方の導入、さらには将来世代への負担を少しでも抑えるために、公債費におけるプライマリーバランスに基づく総枠抑制など、こうした様々な取組を進めてまいりました。そうした取組に対する効果は、徐々にではございますが、出てきていると感じております。しかしながら、厳しい財政状況は今後も続くことが見込まれ、健全な財政運営を行っていくために、引き続きこの取組を進めていくとともに、さらに今後は、予算執行段階におきましても、そうした目線で日々の業務を執行することで取組をさらに深化させてまいります。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） ただいま財政政策課長のほうから、事業の選択と集中や財政健全化の取組について、これまで継続的に進めてこられた結果、効果が徐々に出てきているという答弁がございました。そこで確認ですけれども、その効果とは具体的にどのような指標や成果として現れているのか。もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。例えば、予算規模の縮減や公債費負担の改善あるいは基金残高の安定、業務効率化による経費削減など、どの部分にどのような改善が見られたのか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 効果ということで申し上げます。若干細かい話にはなります。まず公債費、こちらの方が合併時29.6億円、いわゆる借金の返済になるんですけれども、が令和6年度では20.6億円と削減をしております。合わせまして起債の残高、この公債費に係る起債の残高でございますが、こちら大体100億円以上の削減ができております。また予算規模で申しますと、高止まりをしているという状況でございますし、経常経費につきましても高止まりをしている状況ということでございます。こちらのほうに効果があるかないかということをお問われますと、そこは客観的な指標というのが若干、いわゆる検証するにしても根拠としては薄くなってくるんですが、ある程度横ばいで進んでいるという状況を踏まえまして、削減の効果というのはそういったところに現れているかなというふうにも考えております。また財政健全化指標で申しますと、実質公債費比率、これ本町が合併時にかなり高い数値で県のほうからも指摘も受けておった数値ですが、こちらが最大22.4%であったものが令和6年度で12.1%、また併せまして将来負担比率につきましても235.4%という数字が44.3%でございます。先ほど議員のほうから基金の話がございましたので、基金のことを若干申し上げますと、財政調整基金で令和6年度末で16.2億円、全体の基金で申しますと41.2億円、合併時は恐らく記憶しておりますに、16億円程度全体での基金残高であったというふうに考えております。財政調整基金につきましても、もうほぼ枯渇しそうな状態であったというふうに考えております。そうしたところで効果が出ているというふうに考えております。一方で徐々にという表現をさせていただいた理由としましては、これがまだ到達点ではないということです。例えば予算規模に際しましても、本町の予算規模は類似団体と比較してもかなり高い数字になります。これは経常経費、いわゆる物件費等につきましても一緒でございます。そうしたところ、あるいは実質公債費比率、これも下がってはおりますけれども、県内のランキングでいいますと、22.4%のときが県内下から2番目だったのが、現在も下から2番目と変わっておりません。こういったところが今後の課題というところになって、引き続き財政健全化を進めていかなければならないという理由になります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

- 8番（沼田真路） 財政健全化の取組によって公債費負担の抑制、それから基金残高の増などが見られているとのご説明をいただきました。将来の歳入減少が避けられない中で、こうした改善が着実に進んでいるということは、町の持続性、持続可能な運営に向けて大きな大変に心強いものであると感じております。一方で、引き続き予算規模の問題、経常経費の問題、そうした問題があるということが示されました。今後さらに事業の選択と集中の考え方を日常の行政運営にまでしっかりと浸透させていただきまして、限られた財源をより効果的に生かしていくことが重要であると考えております。今後も引き続き、力強く取組を進んでいただくことを期待し、この項のまとめとさせていただきます。それでは、公共施設の廃止・統廃合に関する基本方針について、町は公共施設の機能、利用状況、老朽化の度合い、住民生活への影響をどのように評価し、廃止または統廃合の優先順位を決定しているのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 本町では平成28年3月に北広島町公共施設等総合管理計画を策定し、令和5年3月に改定を行い、長期的な視点に立ち、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などの方策を計画的に進めております。また、全庁挙げて財政負担の軽減、平準化及び最適な公共施設の配置を実現するため、本計画を北広島町が所有する公共施設の管理の基本方針として定めております。議員ご質問の公共施設の評価方法については、情報共有と施設の品質を評価するため、所管課が個別に管理していた施設の基本情報、劣化度などの施設の品質状況について一元的に管理する公共施設マネジメントシステムを令和4年3月より導入し、利用状況やコストなどから分析を行い、施設の適正化や維持・保全策の検討に活用しているところでございます。廃止または統廃合の優先順位については、施設の持つ機能や重要性、老朽化や維持管理の必要性といった健全度、利用頻度や需要に基づく住民ニーズ、維持管理に係るコストや将来の負担といった財政的要因等を考慮し、決定しております。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 優先順位は施設の機能や重要性、老朽化や必要性、利用頻度や住民ニーズ、管理コスト、将来負担などを考慮して決定するというところでございますが、特に住民の安全・安心確保の観点から、緊急性の高い施設の統廃合、改修、安全対策をどのように位置づけているのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 公共施設の効率的かつ適正な維持管理、保全を行うために、本計画に基づく分類別の個別施設計画を策定しております。この個別施設計画において、町が将来にわたり所有する施設については、計画的に長寿命化、機能強化、省エネルギー化などを進め、維持管理に係る財政負担の平準化や軽減を図るとともに、社会環境や役割の変化に応じた誰もが安心して利用できる公共施設づくりを目指しております。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 答弁の中で、将来にわたり所有する施設という答弁がございました。それは住民にとって安全・安心の確保につながる施設という理解でよいのか、また、それはどのような施設がそれに当たるのか。具体的にお答えをお願いしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 公共施設の中で住民の方の安心・安全を確保するための施設としまして、施設それぞれ様々な役割がございます。どの施設がと具体的なものはちょっと申すのは難しい

んですけれども、やはり例えば災害時であったり、住民のそういった直接安心・安全にそういうケースの場合に役立つ施設としましては消防施設、また避難所施設等が入ってくるんではなかろうかと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 具体的に将来にわたる所有する施設は消防施設、避難所施設ということでございました。そのほかの公共施設再配置の議論において、それも含めてですけども、住民説明、地域との合意形成をどのように進めていくのか、伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） これまで公共施設の計画的な再配置のために施設に関する整備基本計画を策定し、進めているところでございます。計画策定に当たりアンケート調査やパブリックコメントの募集、地域からの検討委員の選出等、地域住民等との具体的な再配置を検討する機会を設けるとともに、計画策定後も地元説明会を開催するなどし、十分な合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 十分な合意形成を図られるよう努力するとのことでした。公共施設は、地域の暮らしを支える基盤であり、一度廃止すれば元に戻すことは困難となります。町には統廃合の必要性和選択理由を丁寧に示し、住民とともに将来を考える姿勢が求められます。町民の理解と納得を得られる公共施設マネジメントを期待をしております。それでは次に、持続可能な住民サービスの在り方についてでございます。人口が減少していく中で、これまでと同じ形のサービス提供が困難となる分野も出てくると思いますが、町として行政サービスをどのように再編し、持続可能な形に変えていく考えなのか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 人口減少や社会情勢の変化、財政状況により、議員がおっしゃいますように、また先ほども町長、財政政策課長も答弁したように、これまでと同じように同じような行政サービスを続けていくことは困難であるというふうに考えております。今後の方向性を見定め、見直すべきサービスの在り方について検討し、ルールづくりをしていかなければいけない。そういうときに来ていると感じております。持続可能な行財政運営を築いていくために、限られた財源を効果的かつ効率的に活用し、見直しが必要な場合は見直しをしながら、行政サービスを提供できるような改革を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 先ほどの答弁で、人口減少の進行を踏まえ、サービスの見直しやルールづくりが必要な段階にあるとの答弁でございました。現時点で特に再編や提供方法の見直しが必要と感じておられる分野やサービスにはどのようなものがあると考えておられるのか、可能な範囲でお答えいただければと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 見直しが必要な分野というのは多岐にわたるというふうに考えております。ライフラインの整備、それから維持管理等もありますし、行政、申請手続の在り方とかいうふうなところも入ってくるのではないかと思います。町では、令和4年度に北広島町行政改革大綱というものを策定し、その大綱を具体的に推進していく方法として、行政改革実施計画というものを策定し、こちらが令和4年度から令和8年度まで実施していこうというふうな取

組を進めております。その中でよく言われますDXの推進とか、包括委託契約等々の民間を活用した取組とかというふうなものを進めていきながら、さらに継続的に見直しをしていながら続けてまいりたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 行革大綱に基づいて取組を今後も進めていきたいという回答でございました。それでは直営、民間委託、地域組織との連携など、多様な担い手確保について町の基本方針を伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 多様な担い手確保につきましては、持続可能で安定的な行財政運営を確立するために、先ほど申し上げました第4次北広島町行政改革大綱というものを策定いたしまして、その中の4つの柱の一つであります協働の推進の実施計画にあります官民協働と住民と一体となった地域づくりを進めることを基本計画として取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 官民協働と住民と一体となった取組をしっかりと進めていきたいというところでございます。これについては私も同様の考えでございますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。次に、行政業務の効率化が進む中で、職員が住民と直接関わる機会が減る懸念があると思います。町として効率化と住民との距離の近さをどのように両立させていく考えなのか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 多様化する住民ニーズが複雑化している中で、業務の効率化を図るということは行政運営を進めていく上で必要なことだというふうに思います。北広島町まちづくり基本条例では、まちづくりの基本的な事項を定め、住民と町が互いの立場を理解し、対等な立場でそれぞれの責任と役割を認識し、協力してまちづくりに努めることとしております。町の基本的な施策を定める方針や計画の策定には、まちづくりの主体者であります町民の皆様の参加の推進に努め、より一層協働のまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 効率化を進める一方で、条例に基づいて住民参加や協働の姿勢を大切にしていこうというご答弁でございました。しかし実際には、デジタル化やオンライン化が進むことで、対面での相談機会が減ることによる住民不安や地域のつながりの希薄化も懸念されます。身近な場所で対面相談することのできる行政サービスの確保及び行政と地域がしっかりと協働できる行政サービスの確保にどう取り組んでいくのか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） デジタルを使った申請手続などについていろいろと進めておりますけれども、決して、町と住民の皆さんとの距離を遠めるというのではなくて、相談には常日頃から窓口でも現地に行っても相談に応じておりますし、必要であれば、そういった機会を設けることも進めておりますので、決して距離を遠めるのではなく、距離を保って進めていきたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） しっかりと距離を保ちながら、今後も行政運営を進めていきたいというところでございました。住民が安心して相談ができて町に対する信頼が揺らがないよう、効率化と住民

との対話、関わりの確保をどう両立させていくのか。引き続き丁寧な検討と取組を期待しております。次に人材、組織運営の持続性についてでございます。職員の採用難や業務量の増大が続く中、行政組織をどのように維持・活性化していくのか。また、人材育成やデジタル化、外部人材活用の方針について伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 効果的かつ効率的な行政サービスを提供していくためには、先ほどから申し上げております第4次行政改革大綱の中で、行政運営と人材育成の柱に取り組んでいくこととしております。行政組織を今後維持・活性化していくためには、町職員だけでは限界があります。特に専門分野においては、必要に応じて人事交流を行い、国や県、あるいは民間活力等の外部人材を登用し、特にデジタル化の推進、質の高い行政サービスの提供、人材育成基本方針に基づいた職員の育成強化、職員研修の充実を図り、組織力の強化に努めております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） しっかりと人材の育成に取り組んでいただきたいというふうに思います。次に町行政の持続性を確保するためには、職員がやる気を持って持てる能力を十分に発揮できる環境づくりが不可欠であると考えます。町として職員のモチベーションの向上や挑戦を後押しする職場づくりについてどのような方針で取り組んでいるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 限られた職員、人材の中で求められる人材を育成することを目的といたしまして、北広島町人材育成基本方針を定めております。行政の多様化・高度化への対応、町民から信頼される行動とサービス、専門知識を有し、柔軟な対応のできる職員を育成するため、職場外研修への参加、庁舎内職員研修による民間企業などの講師による研修等を実施し、また、所属長による個人面談を行い、職員の意識醸成、モチベーション向上や挑戦を後押しするなど、総合力の向上に努めております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） モチベーションの向上、挑戦を後押ししているとの答弁でございました。職員のやる気と活力こそが町の未来を支える最大の原動力であると考えます。町が挑戦を後押しし、職員が誇りと意欲を持って働くことのできる組織づくりを一層推進されることを期待しております。次に、6月議会において、カスタマーハラスメントに関する質問をさせていただきました。その際に、現在調査中であるとの回答でございました。その調査結果及び具体的な対策について伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 議員おっしゃいますように、今年の6月に全職員を対象にカスタマーハラスメントに関する職員アンケートを実施しております。回答率は40.4%で、匿名による調査を行っております。調査結果につきましては、過去5年間において「カスハラを受けたことがある」という答えが53%、「カスハラを受けている職員を見たことがある」という回答が77%ございました。内容としましては、大声で威圧するか長時間の拘束、不当な要求、謝罪の要求が上位を占めております。また、今年度は管理職を対象にカスタマーハラスメント対策研修を行っております。来年度以降につきましては全職員を対象とした研修も計画しております。アンケート結果を受け、北広島町では常識の範囲を超えた要求や言動に対しまして、毅然とした態度で臨むとともに、これらの行為を受けた際には、組織的に対応しますカスタマ

ーハラスメント対応基本方針、そして対応マニュアルを本年10月に策定し、ホームページ等で公表しております。カスハラの実態、予防、対応手順、対応例を定め、職員の勤務環境が害されることのないよう取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 実際に調査をしていただいて、結果として半数以上の職員がカスハラを受けたことがあると回答しているとのことでした。それに対して、管理職の研修や対応マニュアルを迅速に策定されたということで安心をいたしました。今後も安心して働ける環境を一層整えていかれることを期待しております。次に、担い手づくりと民間活力の導入に関しまして、農業、観光、地域活動など、多方面で担い手不足が課題となる中、行政、住民、民間、関係人口が共同して地域運営を行う仕組みをどのように構築していくのか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 多方面における担い手不足を一度に解決することは困難なことではありますが、現在本町におきましては、協働のまちづくりの中核組織である各地域協議会、各地区振興会などと連携を取りながら地域の活性化に取り組んでおるところでございます。また近年では、まちのにぎわいを創出していくことを目的としたNPO法人や若者世帯の移住・定住の促進を目的としたグループなどが組織され、自分たちの地域は自分たちで守り、自分たちでつくとする協働のまちづくりを実践され、地域協議会とも連携しながら取り組んでおられます。本町におきましては、引き続きこれらの団体に対して伴走支援を行ってまいります。また、今後につきましては、新たな担い手確保施策として特定地域づくり事業協同組合の設立が考えられますが、本町においてどのような体制が効果的であるか研究する必要があると考えております。あわせて地域おこし協力隊の活用について活動ビジョンの具体化・明確化、サポート体制の構築、卒業後の将来ビジョンの提示などを再整理し、新たな担い手の創出、地域への定住・定着促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 頑張っている団体に対して伴走支援を行っているということでございます。行政でなければできない支援が多々ありますので、団体の活動をしっかりと支援していただくことを期待しております。また、地域おこし協力隊の活用につきましても、今後、再整理をして取り組んでいきたいという答弁であったと理解をいたしました。大いに期待しております。それでは最後の項目、地域内経済循環の強化についてでございます。補助金や指定管理費をはじめとする町の公的支出について、地域内経済への波及効果をどのように評価し、政策判断に反映をしているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 本町が補助金を交付し、事業を実施されている団体の皆様や町有施設等を指定管理者制度により事業実施されている団体の皆様につきましては、町の施策を代替的に担っていただいているという認識のもと、事業を実施されることによる地域活性化でありますとか経済効果なども当然に期待をさせていただいているところでございます。本町としましては、町からの補助金や指定管理料を団体の皆様が特定の事業を実施するために、または団体の運営資金の一部として、ルールにのっとって有効に活用して地域活性化や地域内経済循環などに活用していただくということが一番であるというふうに考えております。なお、団体の活動内容や補助金、指定管理料の用途などにつきましては、毎年度の補助金事業であれば実績

報告、指定管理事業であれば管理運営状況において確認をし、その内容を次年度以降の予算編成でありますとか事業継続の判断の参考にさせていただくほか、補助金事業であれば、予算執行の適否、こちらを判断する材料ともさせていただいております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 先ほどの答弁の中で、地域活性化や経済効果を期待しているとのことでしたが、もし可能であれば、町として地域内経済循環を可視化する指標として、例えば地元企業への発注割合、雇用創出、域外流出の抑制などを設定して、補助金や指定管理事業の効果をより具体的に把握する仕組みを検討してはどうかと考えます。町として、今後、地域内経済循環を定量的に評価する指標づくりや分析手法の導入を検討するお考えはあるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議員ご質問の内容につきましては、指定管理施設でありますとか補助金交付団体、そちらのほうの評価というか、指標を定めてという解釈でよろしいですか。実際、本来町がやるべき事業であるものを代替的にやっていたらいい団体様もいらっしゃいます。また将来的に自分たちがこういったことをやりたいということで事業を実施されているものもございます。こちら、どちらも地域活性化でありますとか地域の地域づくり、こちらのほうには貢献できるものというふうな考え方によりまして、これまでも、合併前からでございますが、これまでも補助というものを行ってまいりました。これを可視化をして実績に合わせ、そこに取捨選択等を入れていくという考え方につきましては、これが正しいものかどうかというのは、今後検討が必要というふうに考えます。一方で当然実施をしていただくのであれば、それなりに事業を進めていただきたいという観点からは、こういったものはそういった可視化する指標というのは、一つの政策判断の一指標というふうにも考えられますので、そこにつきましては検討させていただければというふうに思います。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 可視化する事業につきまして、ぜひとも導入に向けて前向きに取り組んでいただくことを期待しております。それでは町内事業者の活用、町内雇用の確保、地域資源の活用など、公的資金を地域内で循環させる取組をどのように強化していくのか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 全国的な少子化、人口減少が続く中におきまして、本町も例外ではなく厳しい状況であり、限られた財源、人材の中、持続可能な行政運営を行うことは大変重要であると認識をしております。本町には豊富な水、森林、太陽光などの自然資源が存在しておりまして、地域資源の活用の事業としましては、そこから電気や熱をつくり出し、町内で消費するエネルギー地産地消を実現するため、令和6年4月一般社団法人北広島町地域エネルギー会社を設立し、この事業によって得られた収益、子育てや教育環境の充実、生物多様性の保全等の持続可能なまちづくりに充てることとしております。また、さきには、一般社団法人北広島町まちづくり会社はなえーるを設立し、特産物の商品開発、地域の文化及び資源価値の向上と地域のブランディングなどの事業を展開しております。このほかに第2次北広島町長期総合計画、第3次北広島町観光振興まちづくり計画に基づき、本町の魅力、強みである自然資源、文化資源、スポーツ資源などの地域資源を活用し、あわせて町内事業者の活用、町内雇用の確保を行い、稼ぐ事業での仕事づくりに積極的に取り組んでいるところでございます。このような政策を展開するに当たりまして、限られた財源の中ではございますが、事業の選択と集中、

必要性などを精査した上で、最大限に有効となるよう公的資金の活用も図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 町内資源を生かした地産地消エネルギー事業や、まちづくり会社を通じた地域ブランド力の向上など、地域内でお金と仕事を生み出す取組が進んでいるということを確認できました。今後ともこれらの事業が町内事業者の活用や雇用の創出につながり、地域内経済がより循環していくことを期待しております。それでは地域内調達率、地域雇用率などの見える化について、町としてどのように進めているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 本町への観光客の方に対して提供している商品やサービスがどのぐらい本町で生産されているものかを示す割合であります地域内調達率、また、本町在住者が本町内で就労している数値を示す地域雇用率などの見える化につきましては、この数値に特化した情報等はお出ししておりません。今後見える化を進めるのであれば、その算出方法や妥当性について研究が必要と考えますが、活用につきましては、観光客の滞在時間や消費額、行動などの情報を動向分析することにより、観光、交通、農林水産業、特産品開発、労働人材の確保など、本町が持続可能なまちとして発展していくための施策立案の根拠となると考えます。デジタルや各種ツールを活用した情報収集・分析を行うことによりまして、より効果的な施策が実施できると考えておりますので、今後におきましても、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、現地域未来戦略本部事務局でございますが、こちらが構築した地域経済分析システム、リーサスでありますとか、そのほか民間データも含めた地域経済に関わる企業間取引、人の流れ、人口動態など様々なデータを活用して施策につなげていければというふうに考えております。また、入札契約における地域内調達率について申し上げます。令和6年度においては、工事につきましては156件中、町内事業者の受注件数は147件、約94%となっております。引き続き、北広島町中小企業・小規模企業基本振興条例に基づきまして、町内事業者の受注機会の拡大支援などを行い、中小企業・小規模企業の成長・発展及びその持続的発展が図られるよう、取組を進めてまいります。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 地域内調達率や地域雇用率が見える化していくことが施策の効果検証や、次の政策判断に直結する重要な視点であることを再確認できました。リーサスや民間データ、そういったデータなどを活用して、そういった活用する姿勢、また、入札における町内事業者の高い受注率などは心強く感じております。地域内で稼ぎ、循環させる経済の実現に向けて実効性のある政策を期待しております。以上、持続可能な行政運営に向けて、町の基本姿勢、財政運営、公共施設、行政サービス、組織の在り方、そして地域経済の循環まで多岐にわたり質問をさせていただきました。人口減少・少子高齢化の進行、公共施設やインフラの老朽化、担い手不足、地域経済の縮小など、本町を取り巻く環境はこれまでにないほど厳しさを増しております。こうした状況の中で、町がどの課題を優先し、どの資源をどこに配分し、どの事業を継続し、何を見直すのか。その一つ一つの判断が将来のまちの姿を大きく方向づけることとなります。だからこそ今、行政としての明確なビジョンと町民に対する説明責任が一層求められております。財政が厳しいからこそ、何が町にとって最も重要で、何を守り何を変えていくのか。町民の皆様がこれからも北広島町で暮らし続けたい、そう思えるまちであり続けるために、本

日の議論が町政の優先順位をより明確にし、未来を見据えた行政運営につながることを期待しております。最後に、町長に伺います。人口減少や社会構造の変化が進む中で、行政が果たすべき役割はこれまで以上に重要になっていると感じております。まちの未来を守る上で、行政の責任をどのように受け止め、どのように果たしていくべきか、どう考えておられるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） いろいろな課題が山積する中で、これからのまちづくり、非常に厳しいものはあるというふうに思っております。行政だけで何もかも解決できるという時代ではないだろうと思います。そうした中で、小さな行政を実現しながらDX、デジタル化等を進めながら、またインフラも老朽化している中で、何を残し、何を廃止するか、大きな命題が幾つもあるというふうに思っております。これをどうにか乗り越えていかなければならないということでもありますので、大きな課題については、町民の皆さんと議論しながら選択をしていくということも必要になってくるというふうに思っております。いずれにしても、そう遠くないうちにそうした改革等も進めざるを得なくなるんじゃないかというような気もしております。いずれにしても、その辺は町民の皆さんと議論しながら進めていかざるを得ないことだというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 様々な課題、大きな命題がたくさんあるということでございます。町長がおっしゃられている協働のまちづくり、住民と一緒にこれからのまちを考え、継続をしていく必要性があると思います。今後も議会として、私も議員として建設的に提案しながら、町の発展に寄与してまいりたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで沼田議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。14時10分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 56分 休憩

午後 2時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。今回は、さきに通告しております大綱2点について質問いたします。初めに、令和5年度に策定した北広島町新たな森林資源活用ビジョンに関連すると思われる内容からの質問です。今年の9月4日に北広島町と北広島町地域共生圏創造協議会が代表機関となって、北広島町地域共生圏コンソーシアムを設立したということがホームページを通じて発表されてありました。町内の森林資源をはじめ自然資本の環境改善と新たな経済循環共生圏を構築し、産学官民、さらに金、金融までが連携し、自然資本の有効活用と地域経済に寄与する取組を推進するためにこれを設立したことが表明されています。質問に先立っ

て、一つこの中で出てきた自然資本という言葉でありますけども、これについてちょっと説明しておきたいと思えます。あまり聞き慣れない言葉かと思うんですが、これは持続可能な利用を前提とした例えば森林だとか水といった蓄積された資源であり、経済的な価値を生むものである。そういった捉え方で表現されているようでもあります。改めて、今回のこのコンソーシアム設立に至った経緯について説明をお願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） コンソーシアム設立の経緯でございますけれども、先ほどお話もありましたように、令和5年度に策定いたしました北広島町新たな森林資源活用ビジョンにおきましては、林業、木材産業の振興や新たな森林の価値創出を掲げております。そうした中、林野庁におきましては、森林の集積・集約化を進めるための新たな仕組みの創設といたしまして、地域の関係者が協議し、集約化の受け手となる協議会を推進している状況でございます。これらの状況から、林業者をはじめといたしまして、地域の事業者と行政が参画した北広島町地域共生圏コンソーシアムを設置したところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今お話ありました本町の森林資源活用ビジョンの中に、特に官民連携で取り組む項目として林地集約化が取り上げておられたと思えます。森林を手放したい森林所有者が増えている実情があります。これに対応するための取組の中で出された方策の一つであるかというふうに思いますが、そういう受け止めでよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林におけます課題といたしまして、今現在意向調査を行っておりますけども、その中で森林を手放したい、そういった所有者が多数いることを確認している状況でございます。このことは適切な森林管理の弊害となり、障害となりまして、また地域が望まない森林活用へ展開する可能性も危惧されている状況でございます。そういったことを踏まえまして、本町におきましては、まず、意向調査によりまして、無償で引き取ってもいい、そういった方につきましては町有林での管理等今検討しているところでございます。また有効活用できる森林につきましては、林業事業者でのそちらでの施業等もしていく仕組みをつくっていききたいというふうに考えておりますけども、その中で、この地域共生圏コンソーシアムの中で、そういった議論もしていきながら、そういった森林の課題の解決に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういう課題に対しての取組、以前から言われてた内容だと思えますけども、今回コンソーシアムの設立ということでもありますから、この件についてなんですが、先ほど課長の答弁の中に林野庁の話が出てきました。集約化の受け手となる協議会を推進しているということですから、今回のコンソーシアム設立の後押しについても、こうした国の働き、また今後の事業の推進に対しても国のバックアップ等、そういった支援を受けられるのでしょうか。それについてお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほども言いましたように、国におきましては林業の集約化等求めておるところでございます。これは農地でも同じ状況でございますけども、やはり点々ばらばらでございますと森林整備が進まない。そういったこともありますので、森林の集約化が山におき

まして国が求めている状況でございます。そういった中で、本町におきましては林野庁の集約化モデル事業、こちらのほうに採択されている状況でございます。こういった国の事業も活用しながら、コンソーシアムの活動も取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 林野庁のモデル事業にもなっているということは期待が持てるところではないかというふうに思うんですが、この活動方針や将来に目指す目標、また考えられる新たな事業としてはどのようなものがあるのか、お尋ねします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この北広島町地域共生圏コンソーシアムにおきましては、北広島町内の森林をはじめといたしまして、自然資本の環境改善と新たな経済循環共生圏を構築いたしまして、新たな共生圏の構築とともに関係人口の創出を目指していきたいというふうに考えております。北広島町の自然環境を先ほどお話もありました資本として捉えまして、産官学民金が連携いたしまして、自然資本の有効活用と地域経済に寄与いたします取組を推進いたしまして、その経済活動からの収益を環境教育に再投資できる環境を整備していきたいと思っておりますし、そういった構築を推進いたしまして、次なる成長へとつながることを目指していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 自然環境を資本として捉えるということですが、これはそんなに難しく考えなくても当たり前のことではないかというふうに思うんですけども、これを有効活用することで地域の経済につなげていくということですよ。これを地域を潤す経済循環にして回していくこと、もうこれ大切なことじゃないかと思うんですが、そしてまた環境教育ですね、先ほど話がありました。環境教育にも投資することができる。そういったことを目指していけば、子どもたちを通して次世代の発展に寄与していくことができるというふうに私も思います。そういった意味では、これはとてもよい取組になるのではないかというふうに考えます。このサイクルを構築して回していくためには、それなりの最初の初期投資といえますか、そういった最初にお金をかけていく部分というのはどうしても必要になってくると思うんですが、この点についてはどのように考えておられるか、お伺いします。資金をどう調達するかという、そういった点ですが。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 当然このコンソーシアム、森林を含めまして、そういったところ活動していくためには、資金的なものも必要というふうには考えておりますけれども、まだ現段階でお答えできる状況ではない状況でございます。今コンソーシアムの中で様々な取組につきまして検討している状況でございます。その中で、例えば外部の資金をどう活用するか、そういった森林を生かしてそういったところに投資、そういったところも含めて今後検討していく話をしておりますけれども、具体的なものにつきましては年度内に一応整理していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そうですね。近年の傾向としてですが、持続可能性に関係したSDGsとか、それから環境、社会、ガバナンスといった、そういったものを重視したESGという表現で投

資の関係の話があったりしますが、こういう関係にその関心が高まっているということから、民間からの投資を利用するというのも積極的に考えたらよいのではないかなというふうに私も考えます。次の質問ですが、次に令和6年5月に改正された北広島町建築物における木材の利用促進に関する方針についての質問です。最初、平成24年にこの方針が制定されたようではありますが、その制定された理由とその目的を教えてください。

○議長（湊俊文） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 平成24年に制定された理由でございますけども、北広島町におけます建築物等への木材利用を促進することによりまして、林業・木材産業の振興、それから健全な森林の育成、また循環型社会の構築や環境の保全を図ることを目的としております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員、いいですか。先ほど令和6年5月というふうな質問だったんですが、今は答えは平成24年9月ということだったんですが、いいですね。

○1番（亀岡純一） それは間違ってます。平成24年の9月に最初制定されたものが令和6年の5月、昨年ですけども、改正されたという内容がありますので、その点についての話です。まず最初に、平成24年初めの段階でこれが制定された理由と目的を今お伺いしました。以下は、この方針に上げられている木材の利用促進の意義ですけども、木材は再生産可能な資材であり、木材の需要を拡大することが森林の適正管理や林業、木材産業など地域経済の活性化に資するということが、この大きなウエートを占めるのかなと思いますが、その点についていかがでしょう。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） この平成24年に出された方針が、それから12年ぶりぐらいに改正されたということで、令和6年の5月に改正された内容について、この改正されるようになった背景と、改正された箇所について説明を求めます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 令和3年10月1日に脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等におけます木材の利用促進に関する法律、改正前につきましては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律でございますけども、その法が施行されたことを踏まえまして、北広島町におけます建築物等への木材利用を促進するため従前の方針を改正したところでございます。主たる変更点につきましては、脱炭素社会の実現に貢献する点を加えたところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） これは本町のゼロカーボンタウン宣言、これに合わせた改正だったということでしょうか、ちょっとお尋ねしてみたいと思いますが。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） そういった点も踏まえまして改正をしたところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 先ほど変更点は、脱炭素社会の実現に貢献する点だという話がありましたから、そういうことかなというふうに思ったんですが、この町の方針では、第1項から第7項まであります。もし答弁できるようであれば、どの項が変更になったのかを教えてください。

と思いますが、いかがでしょう。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 申し訳ございません、ちょっと従前のは持っておりませんので、正確なお答えができませんけども、第2の木材利用の促進の意義の中の1の下段のほうにありますカーボンニュートラル以降の部分、そういったところを改正したというふうに思われます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 分かりました。この中に公共建築物における木材の利用の実施状況についての項目もあるんですが、現在までのところ、分かる範囲で結構ですが、この実施状況はどのようになっているか、お願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 近年におきましては、県内産の木材によりますまちづくりセンターの本棚があります。それから今年度につきましては、広島工業大学との包括連携事業におけます旧南方小学校のリノベーションにつきまして、町内産の木材を利用したとございます。また改築予定されております施設におきまして、町産材の木材を活用するため、現在原材料支給の準備も進めている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 具体的にそのような取組がされているということでもあります。その町の方針の基になってる国の方針についてでありますけども、その国の方針の中に、その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項という項目の中で、地方公共団体は、関係部局横断的な木材利用促進連絡会議を設置するよう努めるというふうに書かれてあります。これについて、本町は設置しているのかいないのか、お尋ねします

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本町、北広島町建築物におけます木材利用促進に関する方針の中で、北広島町木材利用推進会議を設置するというふうには規定上はなっております。ただ実際のところ、なかなか木材を活用いたします事業的なものが少ないという状況を踏まえまして、現在のところは各課から情報をいただきまして、農林課から例えば森林環境譲与税でありますとか、森づくり交付金事業での活用を、使つての取組ができるかできないかというところを協議して実施をしている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今のところ、この公共建築物の木造化ということについては、コストの面であるとか技術面であるとか、なかなか課題も多いのではないかなというふうに思います。簡単にできることではないのかなと思うんですが、そうは言っても継続的な努力というものはやっいていく必要があると思っております。引き続きの取組を要望しておきたいと思っております。それでは、大綱の2点目について質問いたします。火葬場の集約に伴う環境整備等の現状について質問いたします。昨年3月に策定された北広島町火葬場整備基本計画に沿った今後の北広島町の火葬場の集約に伴う環境整備等について、地域説明会、まちづくり懇談会等で説明された内容を整理して、火葬場の改修工事の関係と今後の課題について、その進捗状況をお尋ねします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 火葬場のことですので環境生活課からお答えいたします。火葬場の集約に係る環境整備等につきましては、昨年度より説明会や広報等してお知らせさせていただ

いというふうに思っております。この点について事前に通告はしてありませんけども、町としての所見があれば答弁願います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 行政サービス全般の今後の在り方というところで質問として受け止めました。それに対して、どう行政として対応していくのかというところでございます。これにつきましては、先ほどの沼田議員の中でもいろいろな説明をさせていただきました。人口減少、少子化、高齢化、いろいろの課題のある中で社会状況、地域状況が変化してきております。そういう中で、これまでの行政サービスを継続して行っていくということは困難であり、無理があると思っております。そういう中で必要なサービスを効果的・効率的に提供していくというふうな必要がございますので、先ほどもありましたように事業のスクラップ・アンド・ビルド、選択と集中というものは必須となってきてまいります。そういう中で、今火葬場の話がございましたけども、これにつきましても施設の老朽化であったり利用頻度であったり、今後の継続性を踏まえた上で集約化ということにさせていただきました。それにつきましては検討委員会、町民の代表も含めた委員会を設置し、計画を策定し、それをもって住民説明を行ってまいりました。その場には私のほうも出席して説明をさせていただいたところであります。いろいろな意見をお聞きしながら、今回の対応案、対応策、整備というものを行ってまいりました。これについて全ての方に理解していただけたかということについては、これはなかなか難しいところはあるかと思っておりますけども、丁寧な説明をさせていただき、意見をいただき、今後の在り方についても考える材料とさせていただくということで受け止めております。こういう考え方の基、他のサービスの在り方についてもしっかりと住民に説明しながら真摯に対応してまいりたいと思っております。一つ、こういうことを進めていく視点として、先ほども沼田議員の中のやり取りを聞きながら思ったところがあるんですけども、私見となるかとは思いますが、こういうふうな再編を進めていく中で、一つの大きな考え方として前例踏襲というふうなところの考え方、この見直しは、見直しといいますか、そういう考え方を持たないということも必要かなと思っております。それは当然行政サービスを構築、提供する行政組織にとっても同様のことでありますし、そこはしっかりと、ゼロベースとは言いませんけども、真に必要なものは何なのかというところを前例踏襲ではなくて、今まであるものはあるようにするであるとか、やってきたものをやっていくというふうな発想ではなくて、しっかりと必要なものは何なのかというものを受け止めながら考えていきたいと思っておりますし、この考え方も住民の皆様にもしっかりとお伝えをして、真に必要なものを一緒に考えてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今、副町長のほうから丁寧に答弁いただきました。真に必要なものは何かとあったところ、この辺本当に大切なことだろうというふうに思います。重く受け止めていきたいと思っております。引き続きともに努力していければというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。14時50分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 41分 休憩

午後 2時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。9番、伊藤立真議員の発言を許します。

○9番（伊藤立真） 9番、伊藤立真です。今日は、さきに通告をしております。空き家対策と移住定住の取組ということで質問を進めてまいります。人口減少の傾向ですが、これ収まる気配がありません。今日も同僚議員の質問の中にも出てまいりました。全国各地で少子高齢化が進んでいます。そういった中で様々な取組が行われておりますし、人口減少の抑制の施策などが大きな課題となっているということです。広島県の人口推計の推移を見てみますと、2005年（平成17年）ですけれども、287万6642人でしたが、2025年、今年9月1日現在では269万5633人、6.3%の減少というふうな状況というのが示されております。では北広島町はどうかといいますと、2005年10月1日に2万1413人という人口です。これ先ほどの広島県のときと同じタイミングなんですけれども、これが今年9月1日現在では1万6725人、約22%の減少というのが数字で表れております。数字的に見ると本町における人口減少は深刻ということが言えるかと思えます。このことは9月の定例会一般質問で、学校部活動の地域展開に関する質問の中で、町内中学校における部活動所属人数、今年度は296人で、過去7年間で約30%減少している。こういった答弁がありました。こういった答弁に裏づけられているという状況と言えます。人口減少対策として空き家の活用は以前から委員会や本会議等で取り上げられており、取組もされております。また、傷みが激しくて活用できない空き家、地域の環境や景観にとって好ましくない空き家が多くあるという実態もあります。今回の一般質問では、地域住民からの相談も踏まえ、また、令和5年第4回定例会で「空き家の情報整理、活用の取組を問う」とした一般質問での回答も踏まえ、本町の空き家活用の取組や課題、移住定住に関する取組や考えについてお伺いをしております。まず、空き家の状況を確認しておきたいのですが、令和5年第4回定例会で、令和6年度に広島県が作成する電力データですね、電力データを利用した空き家可能性リスト、これを利用して現況確認等を行う予定という答弁がございました。その後の推移、進捗状況をまず伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 電力データを利用した空き家可能性リストについてでございますが、このリストに基づく推定空き家件数と広島県内の各市町が独自調査にて把握している件数とを比較した場合、かい離が非常に大きい結果となりました。本町においても、町で把握した件数の約6割程度の件数であるとの結果となったため、このリストの有効性が低いと判断し、空き家件数の把握には使用しておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今の答弁で、かい離が非常に大きいと。これ電力データを利用したというのは、電力契約がされているかどうかを基にした調査ですよというふうなことを聞いたことがあります。電力契約がない家は空き家と想定するよというふうな調査だったというふうに記憶しておりますけれども、これを利用しての空き家把握はしてないということです。では、平成30

年度に取りまとめられている空き家の総数、これ北広島町内の総数ですが、1224戸という回答があったんですけども、それ以降各地域の空き家の戸数、把握されているのであればお示しいただければと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 平成30年度以降の各地域の空き家戸数については現在のところ把握をしておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 把握をされてないということですね。もう平成30年度からという、もうこれまでかなり年数もたってる状況にもありますし、ここ、もう8年、9年経過してるということになりますよね。そうすると、この間に増えた空き家物件もかなり増えているのではないかと。この辺りは何らかの方法を用いて、早急に整理・把握する必要があるんじゃないかというふうには思います。空き家については、空き家バンクに登録できる、または利用できるもの以外にいわゆる廃屋になっているものも少なくありません。町内各地域で屋根が落ちたり、屋根に穴が空いていたり、中には崩れてしまったものも見受けられます。私の住む地域でも幾つかこういった建物があります。特に主要道路近くの廃屋は、地域の環境から見ても、とても危険だというふうに思いますし、怖ささえ感じます。まずは利活用が難しい空き家対策について幾つか質問をしてまいります。北広島町では、周辺に危害を及ぼす可能性のある危険建物に指定された特定空き家等の解体費用を補助する北広島町空家再生等推進事業補助金、除却がありますが、これまでの対応経過と、これからの計画について伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） まず対応経過についてでございますが、この補助金によって平成30年度から令和6年度までに合計14件の特定空き家等が解体され、その補助金総額は2083万9000円となっております。これからの計画につきましては、これまでと同様に、年間1ないし2件の特定空き家等の解体に対し、この補助金を交付していく計画としております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） この特定空き家の事業補助金ですね、なかなか予算設定時にもタイミング的に難しいことがあるよというふうなことも伺っておりますけども、ここの今の説明等の中に出てくる危険建物に指定された特定空き家等、これなかなか一般の方難しいと思うんですね、この言葉。これ一体どういうものなのか、どのような要件が必要なのか、説明いただければと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） これにつきましては、北広島町空家再生等推進事業補助金交付要綱にて補助対象となる要件を定めております。具体的には、基礎一般の程度、構造の腐朽、または破損の程度などの評定区分があり、床、基礎、外壁、屋根などについて、その腐朽状態などを評定し、基準以上に状態が悪いものが危険建物に指定された特定空き家等となります。加えて、おおむね20メートル以内に他が所有する建築物があり、かつ、保安上危険または衛生上有害となるおそれがある特定空き家等として、指導助言を受けた建築物である場合に除却補助金の対象となります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今説明をいただきましたが、なかなか説明だけ聞いて、ふんふんというふう

なわけにはいかないと思いますけども、ひどく傷んだ建物で周囲に影響が及びそうなものと。ざっくり言えばですよ。そういったものに該当するんだらうというふうに取り扱います。さて、今年の10月に三次市で倒壊の危険があるということで、空き家2戸の解体に対して初の行政代執行が行われております。本町では、どのように受け止め、考えていらっしゃるか、考えを伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 危険な空き家の解体など、空き家に関する管理全般は所有者等にて実施されるべきものですので、まずは所有者等への指導を行ってまいります。なお、相続放棄などにより、所有者等が不在になった危険な空き家については、町による対応が必要となる場合もあると考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） なかなか行政代執行ハードルが高いというのをよく聞く話ではあります。危険建物に指定をされた特定空き家等に該当しない、いわゆる廃屋ですね。これについてはどのような対応されているのか、しているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 主に近隣住民の方から苦情があった廃屋について、その所有者等に対して文書により適切な管理を行うよう定期的に指導を行っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 地域のほうから苦情があった廃屋については、所有者のほうに連絡をしてというふうなことではありますけども、地域から解体整理等の声上がるような利活用が難しい建物、これらの除去が進まない要因ですね、もちろん持ち主の方が本来なら率先して解体されるべきものだと思うんですけども、それが進まない要因、これはどういうふうにお考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 要因全てを把握できてはおりませんが、これまでの相談対応時のやり取りから、解体費用の負担であったり、解体後の土地についての利活用の見込みが立たないことが要因の一つとなっていると考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 確かに解体の費用であるとか、解体後の土地の利用が見込みが立たないよということがあるということですね。それでこの要因の一つですね。これの一つとして、これは地域の方からの相談にもあったんですけども、住宅のある宅地と住宅のない土地では固定資産税の課税額の違いがある。住宅があるほうが土地の課税額が少ないということで、空き家住宅にそれを解体するということに手をつけられない、手をつけないんだというふうな話を伺っています。どのくらいの違いが生じるのか、可能であれば、具体例を示していただければと思います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 住宅用地に対する課税標準の特例に該当する場合は200平方メートル以下の小規模住宅用地については、課税標準額が評価額の6分の1の額となり、それを超える一般住宅用地は、課税標準額が評価額の3分の1の額となります。例として、評価額が180万円の300平米の宅地で計算しますと、小規模住宅用地の計算式は180万円に300分の

200を掛け合わせて6で割ると20万円。一般住宅用地の計算は180万円に300分の100を掛け3で割って20万円で、それぞれの合計40万円が課税標準額となり、税額は5600円となります。住宅のない宅地の例といたしましては、同じく評価額が180万円の300平米の宅地で計算しますと、180万円の70%が課税標準額となり126万円で、税額は1万7640円となります。ただし、住宅のある宅地の場合には、この住宅用地の税額に家屋の税額が加算をされます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今ご説明をいただきました300平米の土地でということ、建物があれば6分の1ないし3分の1の減免があるというふうな内容、課税額は5600円だけでも、住宅がなければ、その税額は1万7640円になりますよ。ただし住宅があれば、その住宅の建物の固定資産税が土地の減免のところですね。そっちのほうには加算されるというふうな内容になろうかと思えます。これは、その地域なり建物の新しい古い、こういったこともかなり影響して税額は大きく変わってくる内容になろうかとは思いますが、税金、土地の課税は上がるけどもというふうなことは、この数字、今の説明を聞いて分かりました。ただ、その住宅のある場合、その地域でも違うよということは、このことをお尋ねになった方、今日ご覧になっていれば一定程度ご理解をいただけるのかなというふうに思っているところです。さて、この廃屋となっている住宅を解体撤去した後の宅地の課税額を従前のまま、あるいは一定期間従前のままにすることはできるのだろうかというふうな相談も実はこのときにされてます。こういったことはどうなんでしょうか、ちょっとお伺いしてみます。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 住宅を解体した後の課税額を従前のままとすることは、課税の公平な観点から、そのような取扱いはできません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 普通の考え方で言えばそうだと思います。けども、こういったことも一つ一つ明らかにしていくことが、町の税制ですか、そういったところに理解をいただける一つのことになるのかなと思えます。住宅のある宅地、今の減免のところです。住居の用に供する建物ということで課税額の特例措置ということで減免されるということは分かるんですけども、それが住める状況ではない住宅状況になっている、建物状況になっているときに、この特例措置の対象から除外されるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 屋根が落ちているなどの損壊が生じている住宅については、その損壊の程度が修理が困難である場合、例えば屋根の大半が崩れているなど、家屋としての要件を満たさない場合は家屋としての課税はしておりませんが、住宅のない宅地の場合と同じ状況であるため、住宅用地の特例措置の適用対象からは除外となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 住宅用地の特例措置の適用対象から除外となるというんですが、これはどこがどういうふうに判断して進めていくのか、教えていただけますか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 税務課のほうで現地のほうを調査し、確認をして、そのような取扱いになります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 分かりました。税務課のほうで現地のほうに赴いて調査をしているということですね。活用できない空き家の整理を進めるために何らかの方策が必要かなということは思います。税制面においても、政策的においても実行可能な施策があれば一緒に考えていけたらなというふうな思いは持っております。さて、今度はちょっと空き家バンクのことについて質問をしていこうというふうに思います。空き家バンクの状況を確認しておきたいと思うんですけども、まず過去3年間の各地域の登録状況と推移、これを教えてください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 過去3年間の各地域の登録状況でございますが、令和4年度全体で38件です。内訳といたしまして、芸北6件、大朝9件、千代田15件、豊平8件。令和5年度は全体で47件。内訳といたしまして、芸北5件、大朝18件、千代田13件、豊平11件。令和6年度全体で35件。内訳といたしまして、芸北8件、大朝10件、千代田9件、豊平8件となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 過去3年間の登録状況をご説明いただきました。おおむね30件台後半から40、50件ぐらいということになりますけども、空き家バンクの登録条件の緩和が今年度からされてると思うんですけども、7年度の状況、これ、過去3年ではない今の状況なんですけど、分かれば教えていただきたいのと、この空き家バンク登録条件の緩和の中身、こういったことを緩和したのかということと、その効果、これは登録件数にも反映してるかも分かりませんが、その辺りの説明を求めます。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） まず、空き家バンク登録条件緩和の概要でございますが、今までは登録申込みの際に建物登記を必須としておりましたが、このたびからは建物登記をしていただけるという確認のもとに空き家バンクへの登録をしていただいております。概要については以上でございます。昨日現在までに町全体で38件のご登録をいただいております。そのうち受付申込時に建物登記のない件数は10件でございます。ですので、効果といたしましては、空き家バンクの登録数のうちに受付時の登記なしが入っておりますので、空き家の掘り起こしにつながっていると思っておりますのでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 申込み時に登記をしますよという約束で空き家バンクに掲載することができるようになった。いわゆるハードルを下げたということになるかと思います。これで、その物件が10件で、今38件ということであれば、まだまだこれからも登録があると思いますし、そういった条件緩和の部分で10件ある、該当がですね。いうことは一定の効果を上げているんだろうなというふうに受け取ります。過去3年間の地域ごとの空き家バンクからの成約数、これをちょっとお聞かせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 過去3年間の地域ごとの成約数でございますが、令和4年度全体で22件。内訳といたしまして、芸北3件、大朝8件、千代田5件、豊平6件。令和5年度全体で23件。内訳といたしまして、芸北5件、大朝8件、千代田8件、豊平2件。令和6年度全体で34件。内訳といたしまして、芸北6件、大朝10件、千代田8件、豊平10件と

なっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 可能であれば、今年の数字が分かれば教えていただけますか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） すみません。現在手持ち資料にその数値は持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） そうですね、質問のほうに過去3年間と。先ほど登録件数は今年のお答えいただいたので、ひょっとしたら今年の成約件数も分かるかなと思って質問してみましたが、また、別の機会にお尋ねしようと思います。さて、各自治体で空き家バンクとか移住定住につながる情報発信の取組がされているのは周知のことだと思いますけども、本町においては、令和4年度からVR画像による、ウェブ上ですね、空き家情報の提供がされています。この利用状況であるとか利用者の反応はどうだったのかを伺うとともに、令和5年第4回の定例会で、SNSによる情報発信を検討しているとの答弁がありました。この進捗状況についてもお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） VR画像の利用状況等につきましては、令和6年度の数値で申しますと、VR画像のページビューは約6000回となっており、物件の情報提供ツールとしては効果があるものと考えております。利用者の反応といたしましては、特に遠隔地にお住まいの利用者の方から、効率的に物件状況を確認することができたなどのご意見をいただいております。また、SNSによる発信につきましては、公式LINEを用いた新着登録物件の発信のほか、Instagramでは空き家情報に加え、町内での暮らしの様子などを投稿しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） VR6000回ですか、かなりの数ですね。SNSのことについてもお答えをいただきました。SNS、LINEとかInstagramになろうかと思っておりますけども、これらの利用状況であるとか登録数、あるいはフォロワー数、また成約例があればちょっとお示しいただければと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） SNS、町全体でございますが、LINEにつきましては6600余りの友だち登録、Instagramにつきましては、先日300のフォロワーがございました。LINEにつきましては、昨日現在で235人の方が物件の情報を求められておるといふ数字が上がっております。成約数につきましては、すみません、それぞれその目的で数字をカウントしておりませんので、そういった数字はすみません、持ち合わせておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 空き家バンク、入り口はVRであれ、SNSであれ、結果的に成約数が増えればというふうなところだと思います。空き家バンクの機能を補完する取組、これも前回のときにお伺いしてるんですけども、大朝、芸北、豊平地域でされておりますし、令和5年度第4回の定例会では、官民連携は必要であり、所有者等の同意を得ながら移住定住の取組を進める

という答弁もいただいております。具体的な取組状況があれば、これをお聞かせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 官民連携の取組状況といたしまして、まず、登録申請書内に情報提供同意欄を追加し、申請者の同意を得ることができた場合は、必要な情報について関係団体との共有を図っております。次に、集落支援員や地域協議会と連携した空き家物件の掘起し活動が挙げられます。具体的には、空家情報バンクへの物件登録を促すPRチラシのポスティングや相談窓口の開設などを行っております。また、民間不動産取扱業者と連携し、不動産業界での空家情報バンク登録物件のPRなど、チャンネルを増やし、成約に結びつける取組を進めておるところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 様々な補完、空家バンク、機能を補完する取組をしてますよということですね。集落支援員とか地域協議会と連携してということではありますけども、この中で豊平IJU促進会がありますね。この活動において移住者カフェの開催等が計画された、されるというふうなことを聞いてますが、具体的にはどういったものなんでしょうか。お聞かせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 移住カフェの詳しい内容につきましては、すみません、全部を町で把握しているわけではございませんが、今年度実施を予定されておりましたが、今年度は移住者へのアンケートをされて、令和8年度に実施されるというふうに伺っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 移住者へのアンケート、これは地域に移住をされた方へアンケートするといったことですか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） そのようにお聞きしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 私が聞いている内容からすれば、既に移住定住された方と、これから移住定住を考えてる方との交流会を考えているというふうな内容でお伺いしているので、この辺りはしっかり行政のほうもフォローしていただきたいというふうに思います。また、この豊平IJU促進委員会の取組で町外居住者ですね、町外居住者の方へ空き家の適正管理に関する通知を送られる際、IJU促進会の活動とともに、空き家バンクへの登録を促す文書の同封を行って発送したというふうに伺ってます。反応はどうだったんでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） こちらに関しましては文書を発送させていただきました建設課のほうからお答えいたします。まず、豊平IJU促進会にて調査をされた豊平地域の利活用が可能と思われる空き家リストから、まずは今吉田地域の空き家管理者に対して、豊平IJU促進委員会の活動内容に関するチラシと空き家バンクへの登録を促す文書を発送いたしました。その結果、建設課へは3名の方から今後の空き家の利活用についてご相談がありました。また、豊平IJU促進委員会のほうへは10名の方から連絡があったと伺っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 地区限定ではありますが、発送して、トータルで13名からの反応があったということになりますよね。何か所に送ったかって把握されてますか。

- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（藤井尚志） 現在その数字を持ち合わせておりませんが、申し訳ございません。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤立真） 一定の効果があるということであるなら、母数が分かれば、今後こういった活動も進めていく必要が、プラスになるのかなというふうな思いがあるので、また聞かせていただきます。さて、令和7年度予算の中で新規定住促進事業ということで、お試し移住宿泊費助成金30万円と、町の暮らし体験助成金10万円が新規事業として上げられておりました。それぞれの目的と執行状況についてお伺いします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 本事業の実施に当たりましては、制度利用者及び協力事業者の申請手続等の負担軽減や効率化を図るため、2事業を1事業に再整理し、お試しステイ支援事業としてスタートしております。事業目的として、北広島町の魅力や生活環境を理解し、実際に暮らすことへの具体的なイメージを醸成すること、地域で暮らす方との関係づくりにより不安や課題の解消に近づけることを掲げ、移住後も地域に溶け込み、快適に暮らしていくためのお試しの機会を提供しております。本事業の利用状況につきましては、令和7年11月30日現在で20人泊でございます。全て大朝地域のゲストハウスで利用されております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤立真） 実際に暮らすことへの具体的なイメージを醸成することと暮らす方との関係づくりの課題解消に近づけるということを考えておられるこの事業ですけども、これらの事業の成果、現状の、20人泊の利用があったというふうなことですが、事業の成果や課題、これらについて、現時点でどのように思われているか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 実際利用していただいた方からLINE等でご意見等伺うような仕組みにしております。まだまだ広報がちよっと足りないのかないうところは感じておりますので、引き続きホームページないしLINE等で広報活動をしていければと考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤立真） LINEで意見を伺うようにということですが、どういった内容なのか、紹介できるものがあればお聞きしたいんですけども。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） すみません、今ちょっと手元に資料持ち合わせておりませんが、実際泊まれた感想とかがメインになっております。利用された方につきましては。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤立真） なかなか聞きたいところに手が届かないので、あれなんですけど、そういったことは把握をきちんとして、この中身、事業をしっかりと生かしていくというところに検証して、つなげるということが必要だと思うので、またこれも機会を見てお伺いしていこうと思います。お試し住宅は、過去本町でも設置をされてましたね。今はお試し移住宿泊費助成という形になってますけども、10月に行政視察をさせていただいた島根県津和野町、これ町内3か所にお試し住宅を設置して、対象を移住希望者、また就業体験希望者、これ農業含めです。高等学校就学希望者とその家族として、利用期間は最長1年、利用料は、光熱水費等含め月額1

万8000円から3万円ということで、相当の効果を上げてるよというふうな紹介がございました。また民間賃貸住宅建設、改修支援事業として、賃貸を目的とした住宅の修繕、模様替え、設備改修や敷地内整備に対して補助率5分の4、県補助が4分の1、国補助が3分の1、国補助はこれ国交省です。空家対策総合支援事業を利用して上限が960万円という事業、これを展開されて、なかなか好評で、視察のときに、まねをしないでくださいというふうなことも言われた事業です。こういった取組を各地域でたくさんされているわけですが、特色ある移住定住に対する取組の一つに上げられると思いますけども、空き家バンクから移住を検討されてる方が、その購入資金として金融機関で借入れを考える際に、条件や相談窓口の有無など、なかなか分かりにくいんだというふうなことを伺っております。移住定住支援として、このような課題解決のためのセミナーであるとか、計画的なこういった説明会、あるいは資料提供など、移住を検討される方に寄り添う仕組み、取組があれば、本町の特徴的な支援取組の一つになるのではないかなというふうに思いますが、本町としての移住定住支援取組の考えがあれば、お聞かせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 空き家購入の際の資金調達に関する窓口相談につきましては、現時点におきましてはお受けした実績がありません。セミナー開催については、特に検討はしておりませんが、相談をいただいた場合には、町内の金融機関へのおつなぎなどを行ってまいりたいと考えております。また現在、民間事業者と連携して、北広島町空き家の手引を作成中でございます。この手引には、空家情報バンクの活用や関連する補助金制度のほか、空き家の適切な管理、空き家を所有することになったときの注意事項などの掲載を予定しており、移住定住支援のほか空き家対策につながる事業と考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 空き家の手引を作成中ということなんですね。いいと思います。これ、いつ頃の作成を目途とされているのか、また冊子、紙ベースなのか、ウェブ上でも公開するのか、その辺りはどういうふうにお考えか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） まず、媒体といたしましては紙ベースでございます。予定では2000部を予定しております。こちらは区長文書での回覧のほか、窓口等への配架ができればと考えております。予定といたしましては1月下旬頃に皆様方へお示しができるのではないかと準備をしております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） ということは来月ということですね。分かりました。楽しみにしておきます。最後の質問になりますけども、令和7年度施政方針で箕野町長から、若者の定住促進対策として、若者を呼び込む施策を検討すると表明をされており、広島県の若者減少対策と連携をして施策を進め、住宅環境整備なども検討・研究するとされております。広島県の令和7年度若者減少対策関連事業は、県の取組として県内企業や大学等の認知向上の後押し、魅力的な産業の集積や職場環境整備の支援、地域の魅力及び暮らしやすさの向上、この3つを掲げ、全23事業98.5億円が予算化されているものです。具体的にどの事業と連携していくのか、具体的な検討内容と進捗についてご説明をいただきたいと思っておりますし、これからの空き家対策並びに定住促進対策について、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 広島県の令和7年度若者減少対策関連事業につきましては、本町において既に幾つかの分野で関連事業を実施しております。一例を挙げますと、町内企業での職場見学及び職業体験事業、「中高生が描く未来の北広島町」と冠した提案型のプレゼンテーション及びパネル展示事業、広島県交流・定住促進協議会と連携した移住・定住フェア出展事業、出産に対するポジティブイメージの醸成や命の大切さを学ぶいのちの授業開催事業等実施しております。県が実施主体となる若者減少対策関連事業については、一部「県と市町が一体となり」という文言があり、情報提供があった際には内容を精査し、事業実施について検討する必要があると考えております。本町において、空き家対策及び定住促進対策の推進は、長期総合計画にも位置づけている重要な施策であります。空き家対策については、管理不全空き家等の所有者への対応が必要になります。適切な管理を促すための助言・指導を実施していますが、指導に対する改善が見られない場合については勧告措置等を実施していく必要があります。定住促進対策については、案内業務のDX化により効率化を図ることをはじめ20代から40代の利用希望登録者をターゲットにしたSNSを活用した情報発信の充実、ニーズを把握した上での補助制度の見直し及びブラッシュアップ、各地域協議会や若者の移住定住対策に取り組む団体との連携による空き家の適正管理を促す啓発、物件登録の推進に取り組んでいるところであります。県の行っている事業については、ほとんどが企業立地奨励金対策ですよね。そういうことで、あまり直接的には地域の自治体に一緒にやるといふものは少ないと思っております。これからまた来年度に向けては、いろいろ施策も変わってくる可能性もあるんで注視をしていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今、県の施策との兼ね合いも含め、これからの見通しも含め、説明をいただきました。なかなか空き家活用であるとか移住定住対策、本当に大変な課題、地域課題ではあるかと思いますが、以前にも申し上げましたけども、たくさんの方にこの空き家対策とか移住定住のお話をするときには持ち主、空き家の持ち主にとって空き家は財産じゃなくて負の遺産なんだよということを言われる、その言葉がすごく気持ちの中に残ってます。地域の環境整備や空き家の利活用とか、こういった負の部分プラスに変えられるように、一緒に私も取り組んでいきたいと思っておりますし、これからの本町の取組を引き続き注視をしていきたいというふうに思っていることをお伝えして、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日12日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は午前10時から本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 39分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~